

日本有病者歯科医療学会認定医制度規則施行細則

第1条 日本有病者歯科医療学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第8条に基づく認定医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～4項とし、すべてを満たすものとする。

1. 学会が主催する学術大会及び認定医研修会への出席 3回以上
2. 有病者に必要とされる歯科医療に関連する論文もしくは発表 1題以上
3. 次の各号いずれかに係わる有病者の歯科診療および指導 20 症例(うち詳記 5 例)
 - (1) 有病者の歯科疾患について検査を含めた診断と治療
 - (2) 口腔保健指導及び口腔機能リハビリテーション(口腔ケア、摂食嚥下機能を含む)
 - (3) 全身管理経験(基礎疾患に対する把握と対応)
4. アメリカ心臓協会(AHA)の一次救命処置(BLS)講習会への参加→アメリカ心臓協会(AHA)、日本救急医学会、~~日本 ACLS 協会~~の一次救命措置(BLS)講習会への参加(平成 22 年 1 月 29 日変更) (2014 年 3 月 21 日改訂)

第3条 規則第9条に基づく指導医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～2項とし、すべてを満たすものとする。

1. 認定医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文1編以上
2. 認定医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表3題以上

第4条 規則第10条第2号に基づく研修施設の具備すべき条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常勤・非常勤を問わず指導医が継続的にいること
- (2) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること
- (3) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
- (4) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること
- (5) 定期的に有病者歯科に関する研修や教育が定期的に行われていること
- (6) 原則として歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であること
- (7) 有病者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること

第5条 規則第5条を満たし認定医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定委員会に提出しなければならない

- (1) 認定医申請書(様式-認1)
- (2) 履歴書(様式-認2)
- (3) 日本国歯科医師免許証(写し)
- (4) 会員歴証明書(様式-認3)
- (5) 研修証明書(様式-認4)
- (6) 学術大会、認定医研修会出席記録(様式-認5)
- (7) 有病者の歯科に関する症例の診断および治療報告書(様式-認6)
- (8) 業績目録(様式-認7)

第6条 規則第9条を満たし指導医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書(様式-指1)
- (2) 履歴書(様式-指2)
- (3) 会員歴証明書(様式-指3)
- (4) 業績目録(様式-指4)

(5) 認定医認定証(写し)

第7条 研修施設の認定を申請するに当たって、規則第10条第1号に該当する施設の代表者は、次の第1号及び第2号に定める申請書類を、また、規則第10条第2号に該当し細則第5条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、申請審査料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定研修歯科診療施設認定申請書(様式-施1)
- (2) 指導医の在籍に関する証明書(様式-施2)
- (3) 症例一覧報告書(様式-施3)
- (4) 学会活動報告書(様式-施4)
- (5) 施設に関する報告書(様式-施5)
- (6) 研修実績報告書(様式-施6)

第8条 規則第14条による認定医及び指導医の登録申請は、登録料を添えて、次の(1)、(2)に定める該当する申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医登録申請書(様式-登1)
- (2) 指導医登録申請書(様式-登2)
- (3) 認定研修歯科診療施設登録申請書(様式-登3)

第9条 認定医の更新に当たっては、認定期間の5年間に次の(1)から3回以上を必ず含み、(2)から1編(1回)以上、あるいは(3)から5症例以上の研修を修得しなければならない。

- (1) 学会が主催する学術大会及び認定医研修会への出席
- (2) 有病者に必要とされる歯科医療に関する論文発表又は学会発表
- (3) 有病者の歯科に関する症例

第10条 指導医更新は認定医の更新を含むものとする。(2014年3月21日改訂)

第11条 認定医の資格を更新しようとする者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- (1) 認定医更新申請書(様式-認更1)
- (2) 学術大会、認定医研修会出席記録(様式-認更2)
- (3) 業績目録(様式-認更3)

第12条 研修施設の更新に当たって、規則第10条第1号に該当する施設の代表者は、次の第1号及び第2号に定める申請書類を、また、規則第10条第2号に該当し細則第5条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定研修歯科診療施設更新申請書(様式-施更1)
- (2) 指導医在籍証明書(様式-施更2)
- (3) 指導実績報告書(様式-施更3)

第13条 規則第19条による登録申請は、次の各号に定める該当する申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新登録申請書(様式-登4)
- (2) 指導医更新登録申請書(様式-登5)
- (3) 認定研修歯科診療施設更新登録申請書(様式-登6)

第14条 第6条から第9条までと、第12条に定める審査料ならびに登録料は次のとおりとする。

- (1) 申請審査料 10,000 円
- (2) 登録料 30,000 円
- (3) 認定医更新審査登録料 30,000 円 (2014年3月21日改訂)
- (4) 指導医更新審査登録料 10,000 円 (2014年3月21日改訂)

第15条 申請書類は2年間有効である。(2014年3月21日改訂)

第16条 この細則の変更は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

この細則は平成 22 年 4 月 24 日より施行する。